

自治会・町内会の 活動の持続可能性について

※令和3年7月13日に依頼したアンケート調査は、全1,741団体が回答済みであるが、
現在、回答内容を精査中であり、令和3年10月15日時点の回答内容を基に作成

令和3年10月25日
総務省自治行政局市町村課

- 第1回研究会における構成員からのご意見と、アンケートの項目・結果等を踏まえ、今後、以下のように課題を設定し、対応策について類型化を図りながら検討を進めてはどうか。

1. 課題の設定

- 自治会・町内会は現在も地域コミュニティにおいて中心的な役割を果たしているが、加入率の低下、担い手不足等により活動の持続可能性が低下するとともに、防災や高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど、変化する地域社会のニーズに対して十分応えられていないのではないかと。
- そこで、自治会・町内会やNPO等の地域コミュニティの様々な主体が行う地域活動を、どうすれば変化するニーズに対応し、かつ、持続可能なものにすることができるか、を主たる課題として設定してはどうか。
- 地域活動のデジタル化は、様々な対応策の中の一類型として捉えることができるのではないかと。

2. 対応策の検討方法と類型化

赤線部分が第3回の主な議論の内容

- 対応策の検討に当たっては、アンケートや自治体ヒアリングから、自治会・町内会の自主的活動及び市区町村の支援策の先進事例を分析するとともに、認可地縁団体等の関連制度・施策についても活用、改善すべき点を検討してはどうか。
- 対応策について、アンケート項目に関連するものを中心に、例えば以下のような類型化を行った上で、検討を進めることとしてはどうか。その際、自治会・町内会やNPO等の地域コミュニティの主体による自主的活動、市区町村による支援策、制度面等での対応策の区分に留意しつつ検討してはどうか。
 - ・地域活動のデジタル化：住民間の情報共有、行政・住民間の情報共有等
 - ・自治会・町内会の活動の持続可能性：担い手の確保（現役世代等の参加促進）、役員等の負担軽減（行政の依頼事項、活動内容の見直し）、透明性の確保（活動内容や会計面）、法人化（認可地縁団体制度の活用）等
 - ・地域コミュニティの主体間の連携：自治会・町内会とNPO、各種団体、専門家等との関係強化等
 - ・その他

→第2回

第3回

～

第4回

自治会の活動の持続可能性を高めるための取組について

- アンケート調査のうち、自治会の活動の持続可能性を高めるための取組に関して、以下の項目に分けて、傾向等を把握することにする。

1. 加入率について

- H22～R2までの毎年度の加入率を把握している市区町村における10年間の加入率の推移の傾向を分析。
- 自治会に対して期待する方向性を条例や計画等において定めている市区町村と定めていない市区町村について、加入率の推移を比較。

2. 自治会活動の変化について

- 市区町村の施策又は自治会独自の取組によって自治会活動が変化した主な事例を抽出。

3. 市区町村において行われている自治会の負担軽減の取組について

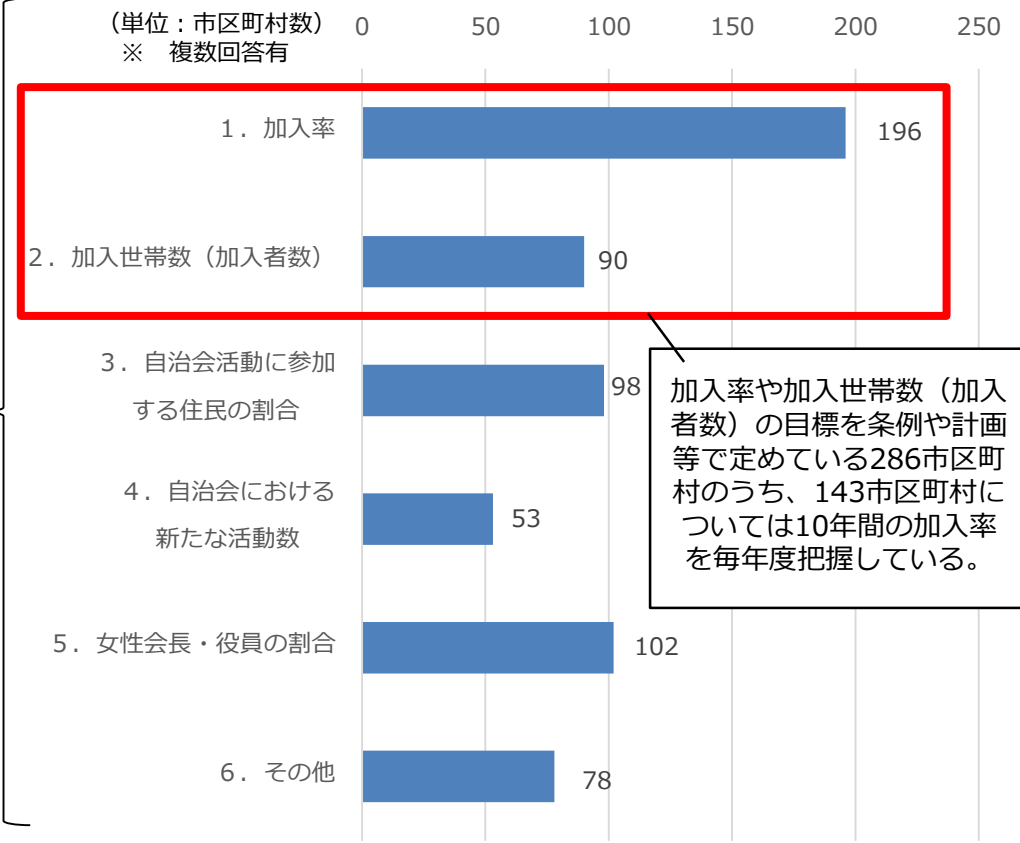
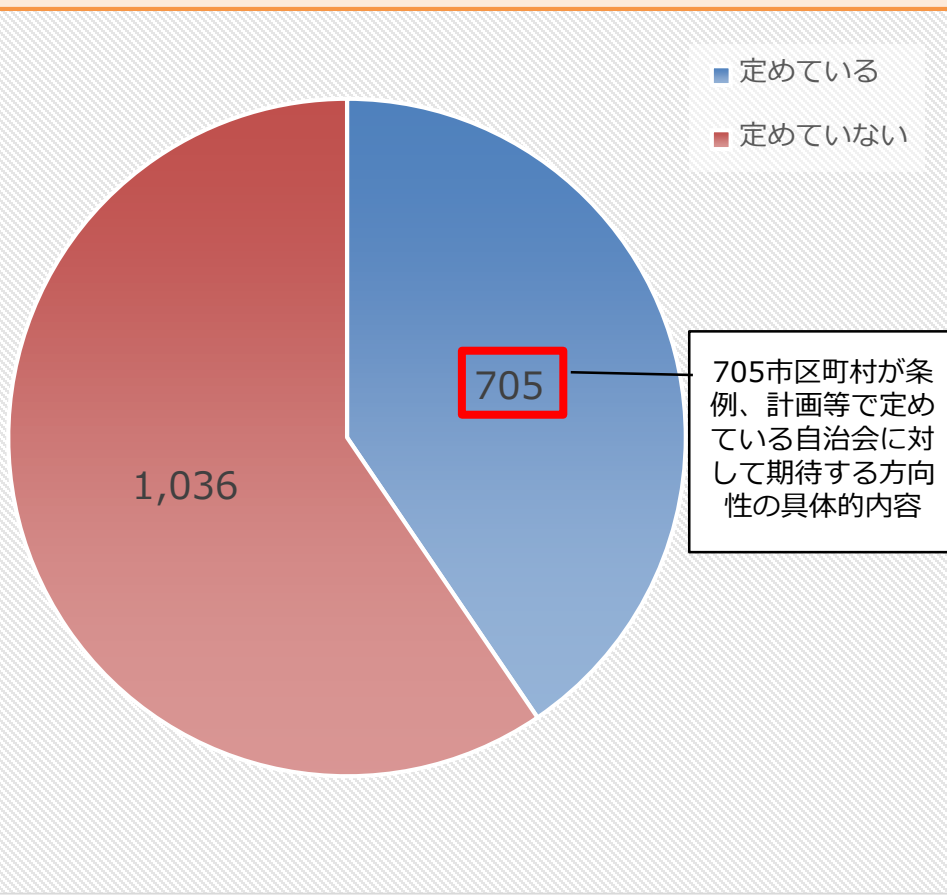
- 市区町村による自治会の負担軽減の取組の状況を把握し、特に窓口の一元化及び委嘱委員の推薦依頼の見直しについては、追加調査のうえ、効果や課題について分析。

4. 市区町村が補助金等を支出している自治会に関する情報の入手状況について

- 市区町村による補助金の支出先である自治会に関する情報の入手状況について把握。

- 市区町村のうち、自治会に対して期待する方向性（加入促進、活動活性化、男女共同参画等）を条例、計画等で定めている市区町村は705団体あった。
- 期待する方向性の具体的内容は、加入率、女性会長・役員の割合、自治会活動に参加する住民の割合の順に多かった。

自治会に対して期待する方向性を条例、計画等で定めている市区町村



※1 705市区町村のうち、定性的な目標を計画や条例等に定めている市区町村もある。
 ※2 「6. その他」の例として、自主防災組織率の向上、自治会の結成率等を定めている。

市区町村が把握している自治会の加入率（H22～R2）の推移（まとめ）

- アンケート調査のうち、H22～R2までの毎年度の加入率を把握している624市区町村を対象。
- 5-6頁には624市区町村を8つの人口段階別^(※)に区分し、①区分に該当する全市区町村の平均加入率(青線)、②①のうち加入率や加入世帯数の目標を条例や計画等に定めている市区町村の平均加入率(赤線)、③①のうち②以外の市区町村の平均加入率(緑線)を示している。(※ 令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口による)

自治会加入率（H22～R2）の推移のポイント

1. 8区分のうち、「B.人口50万以上（指定都市を除く）」の各年度の平均加入率は最も低く70%に満たないが、「H.人口1万未満」の平均加入率は最も高く90%程度となっている。
2. 8区分のうち、H22～R2の10年間の平均加入率の減少幅が最も大きいのは「D.人口20万以上30万未満」で▲7.6%だが、減少幅が最も小さいのは「H.人口1万未満」で▲2.9%である。
3. 8区分のうち、「B.人口50万以上（指定都市を除く）」、「D.人口20万以上30万未満」では、②が③より高いが、他の6区分では②が③より低い。
4. 8区分のうち、「B.人口50万以上（指定都市を除く）」、「C.人口30万以上50万未満」、「D.人口20万以上30万未満」では、②のH22～R2の10年間の平均加入率の減少幅が③の減少幅よりも小さいが、他の5区分では、②の減少幅が③の減少幅と同じか大きい。この分析からは、加入率や加入世帯数の目標を条例や計画等に定めていることの効果が、必ずしも確認できない。

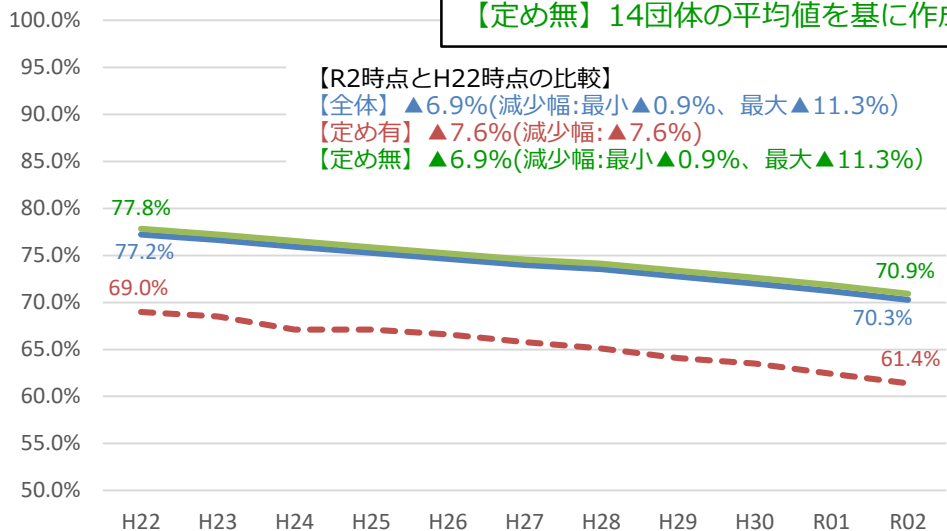
市区町村が把握している自治会の加入率（H22～R2）の推移について

10月15日時点

A. 指定都市

【全体】 15団体の平均値を基に作成
 【定め有】 1団体の平均値を基に作成
 【定め無】 14団体の平均値を基に作成

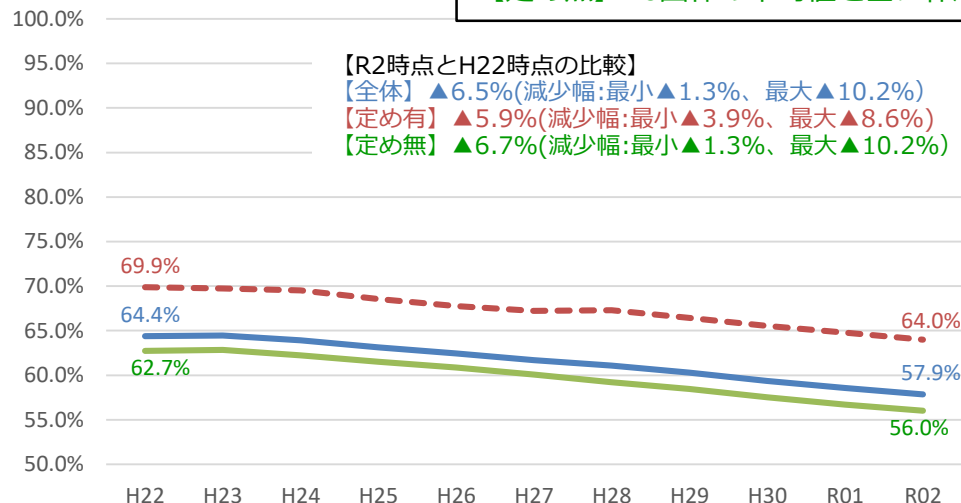
【R2時点とH22時点の比較】
 【全体】 ▲6.9%(減少幅:最小▲0.9%、最大▲11.3%)
 【定め有】 ▲7.6%(減少幅:▲7.6%)
 【定め無】 ▲6.9%(減少幅:最小▲0.9%、最大▲11.3%)



B. 人口50万以上 (指定都市を除く)

【全体】 13団体の平均値を基に作成
 【定め有】 3団体の平均値を基に作成
 【定め無】 10団体の平均値を基に作成

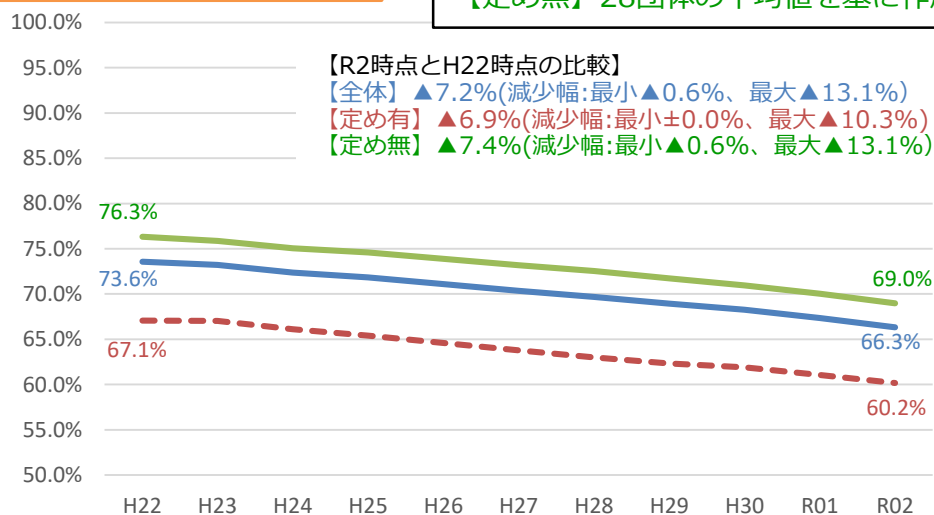
【R2時点とH22時点の比較】
 【全体】 ▲6.5%(減少幅:最小▲1.3%、最大▲10.2%)
 【定め有】 ▲5.9%(減少幅:最小▲3.9%、最大▲8.6%)
 【定め無】 ▲6.7%(減少幅:最小▲1.3%、最大▲10.2%)



C. 人口30万以上 50万未満

【全体】 40団体の平均値を基に作成
 【定め有】 12団体の平均値を基に作成
 【定め無】 28団体の平均値を基に作成

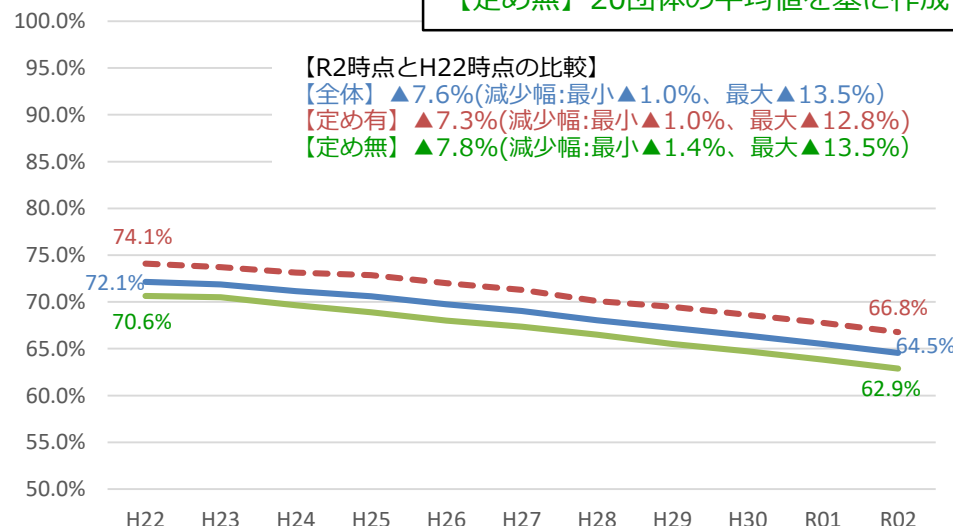
【R2時点とH22時点の比較】
 【全体】 ▲7.2%(減少幅:最小▲0.6%、最大▲13.1%)
 【定め有】 ▲6.9%(減少幅:最小±0.0%、最大▲10.3%)
 【定め無】 ▲7.4%(減少幅:最小▲0.6%、最大▲13.1%)



D. 人口20万以上 30万未満

【全体】 35団体の平均値を基に作成
 【定め有】 15団体の平均値を基に作成
 【定め無】 20団体の平均値を基に作成

【R2時点とH22時点の比較】
 【全体】 ▲7.6%(減少幅:最小▲1.0%、最大▲13.5%)
 【定め有】 ▲7.3%(減少幅:最小▲1.0%、最大▲12.8%)
 【定め無】 ▲7.8%(減少幅:最小▲1.4%、最大▲13.5%)



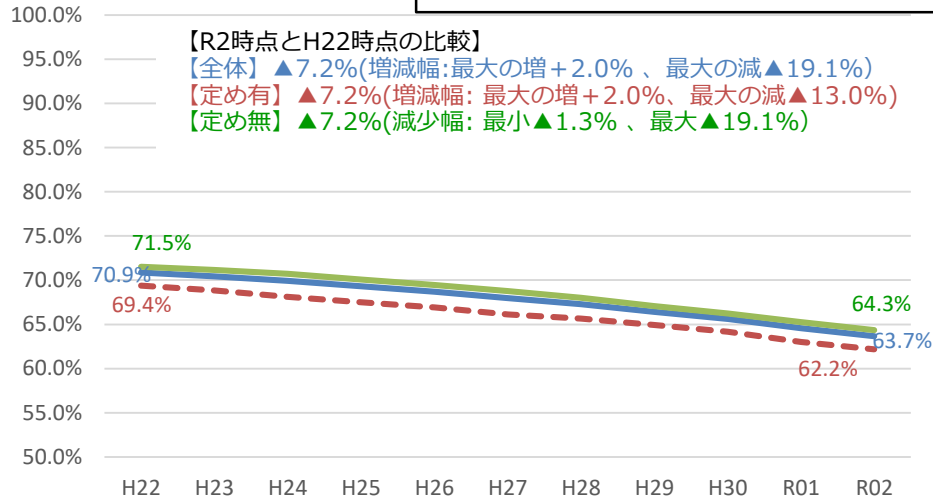
※ 四捨五入しているため、数値が一致していない場合がある。

市区町村が把握している自治会の加入率（H22～R2）の推移について

10月15日時点

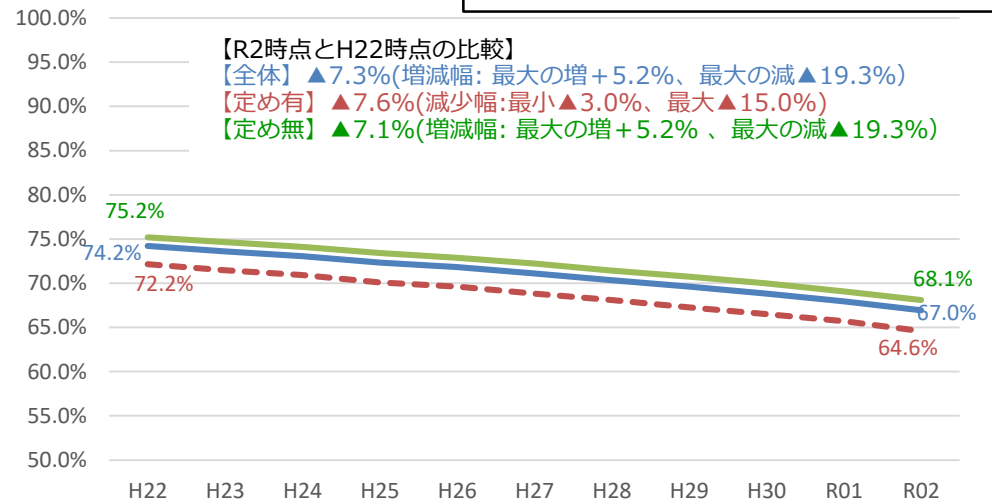
E.人口10万以上 20万未満

【全体】 109団体の平均値を基に作成
 【定め有】 33団体の平均値を基に作成
 【定め無】 76団体の平均値を基に作成



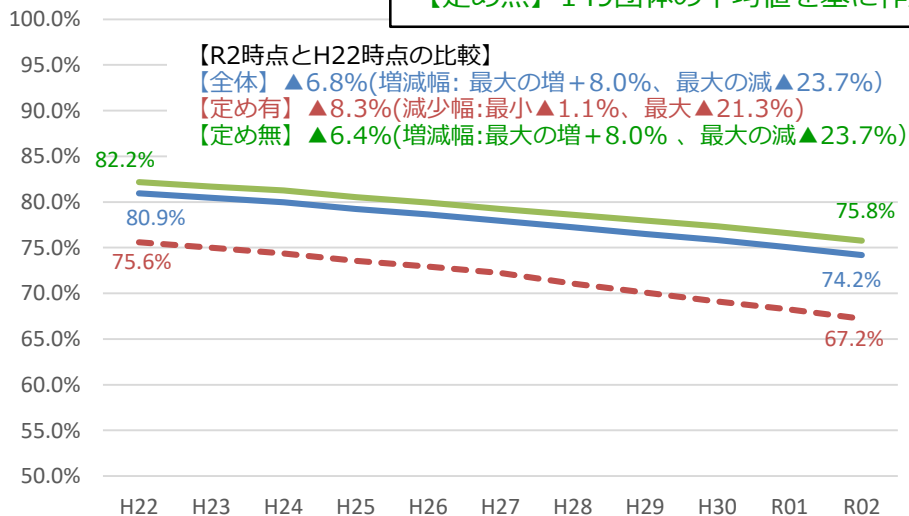
F.人口5万以上 10万未満

【全体】 122団体の平均値を基に作成
 【定め有】 40団体の平均値を基に作成
 【定め無】 82団体の平均値を基に作成



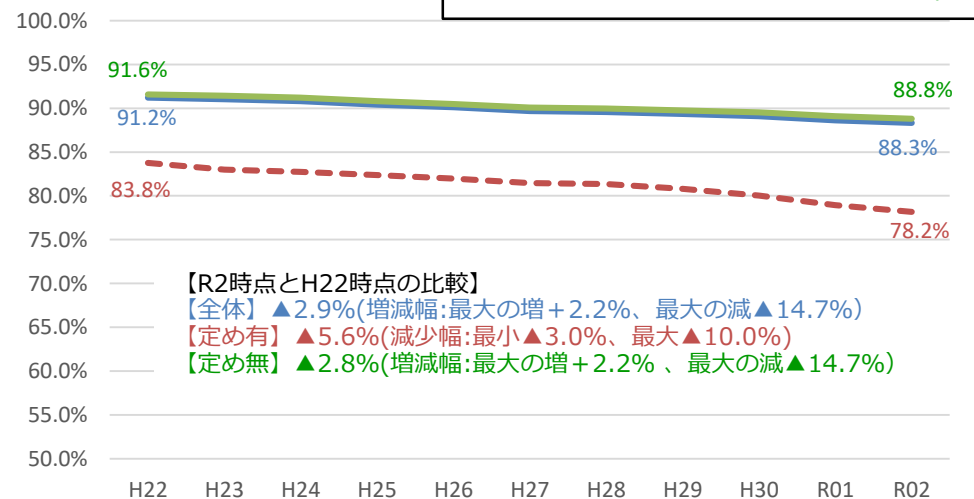
G.人口1万以上 5万未満

【全体】 183団体の平均値を基に作成
 【定め有】 34団体の平均値を基に作成
 【定め無】 149団体の平均値を基に作成



H.人口1万未満

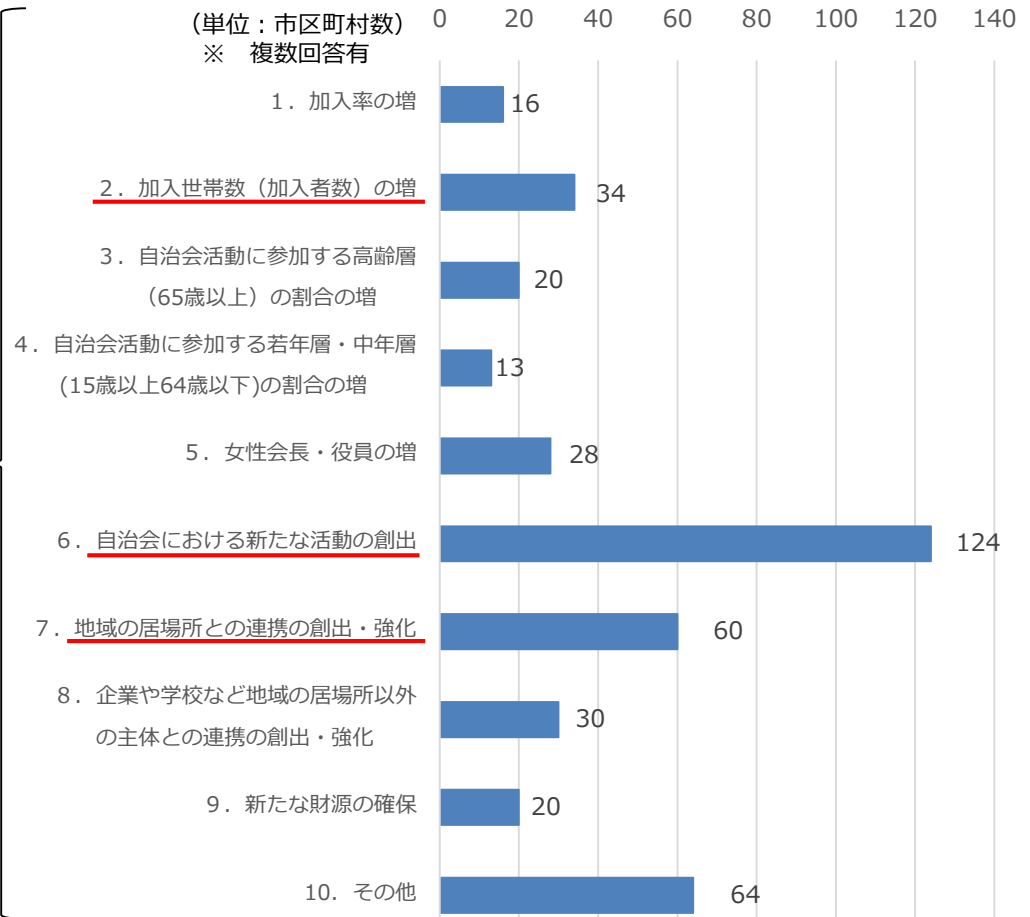
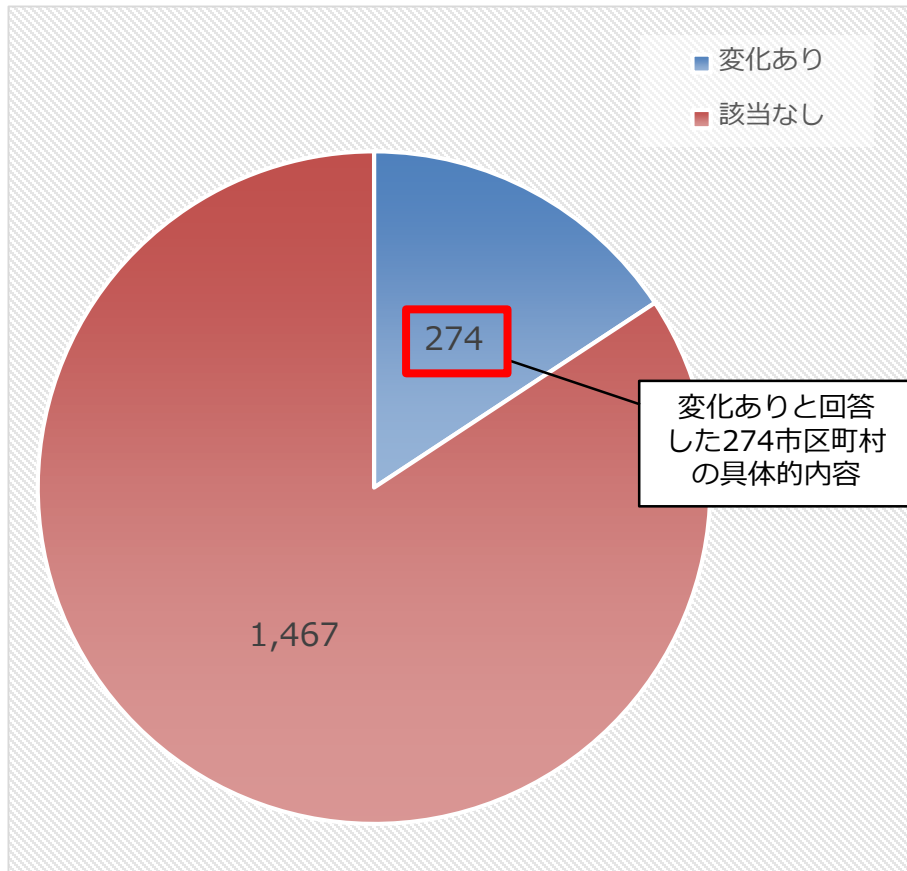
【全体】 107団体の平均値を基に作成
 【定め有】 5団体の平均値を基に作成
 【定め無】 102団体の平均値を基に作成



※ 四捨五入しているため、数値が一致していない場合がある。

- 市区町村の施策又は自治会独自の取組によって自治会活動が変化したかどうかについて、1,741市区町村中274市区町村が変化ありと回答している。
- 変化ありと回答した市区町村の具体的変化としては、自治会における新たな活動創出、地域の居場所との連携の創出・強化、加入世帯数（加入者数）の増の順に多かった。

市区町村の施策又は自治会独自の取組による自治会活動の変化



※「10. その他」の例として、自主防災活動の取り組み強化等がある。

加入促進に向けた取組

| 自治体名 (自治会名) | 変化の概要 | 市区町村の支援名 | 支援内容 |
|--------------------------|--|-------------------------|---|
| 宇都宮市 (三条町南部 自治会ほか) | 高齢自治会員（特に一人暮らし高齢者）の加入率の維持、高齢化に伴う担い手不足の解消 に向けて、暮らしの困りごと“なんでも相談カフェ”を実施し、高齢世帯や一人暮らし自治会員の加入率の維持につながる、高齢者の生活支援などの実施。 | 令和2年度自治会加入促進・活性化業務 | 自治会への加入率向上及び活動の活性化につなげるため、「自治会加入促進に向けたアドバイザー派遣事業」及び「講演会・参加者対話型のワークショップ」を実施。 |
| 京都市 (朱雀第八自治 連合会ほか) | 市の補助金を活用し、自治会加入促進チラシを作成し、地域活動の説明や町内会加入を呼び掛け、 自治会加入世帯が増加した。 | 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度 | 自治会に加入していない住民と加入している住民の交流イベントの開催や自治会加入啓発チラシの作成等、地域団体が行う自治会加入促進等の取組に助成する制度。 |
| 福岡市 (ネクサス香椎 自治会) | 市の補助金を活用した 地域の秋祭りを実施した。 実施にあたっては、チラシの全戸配布を行ったうえで、自治会未加入者にも呼びかけ、準備段階から関わってもらったところ、 未加入者の参加が得られ、その後の加入にもつながった。 | 地域デビュー応援事業 | 自治会・町内会が行う、幅広い世代の住民が気軽に楽しく参加し、交流できるような工夫をこらした取組みを支援することにより、住民の自治意識の醸成と自治会活動への参画を推進する。 |
| 鹿児島市 (紫原七丁目 町内会) | 地域の喫茶店に設置している「町内会受付センター」を拠点として町内会加入促進事業に取り組み、市の補助金を活用して未加入者への戸別訪問や広報誌の全戸配布等を行ったところ、 61世帯の新規加入者を獲得した。 | 鹿児島市町内会加入促進モデル事業 | 活力ある地域活動の推進及び加入促進を図るため、町内会の加入促進に寄与する事業を実施する団体を5団体選出し、200万円を上限に補助金を交付。 |

女性会長・役員の増

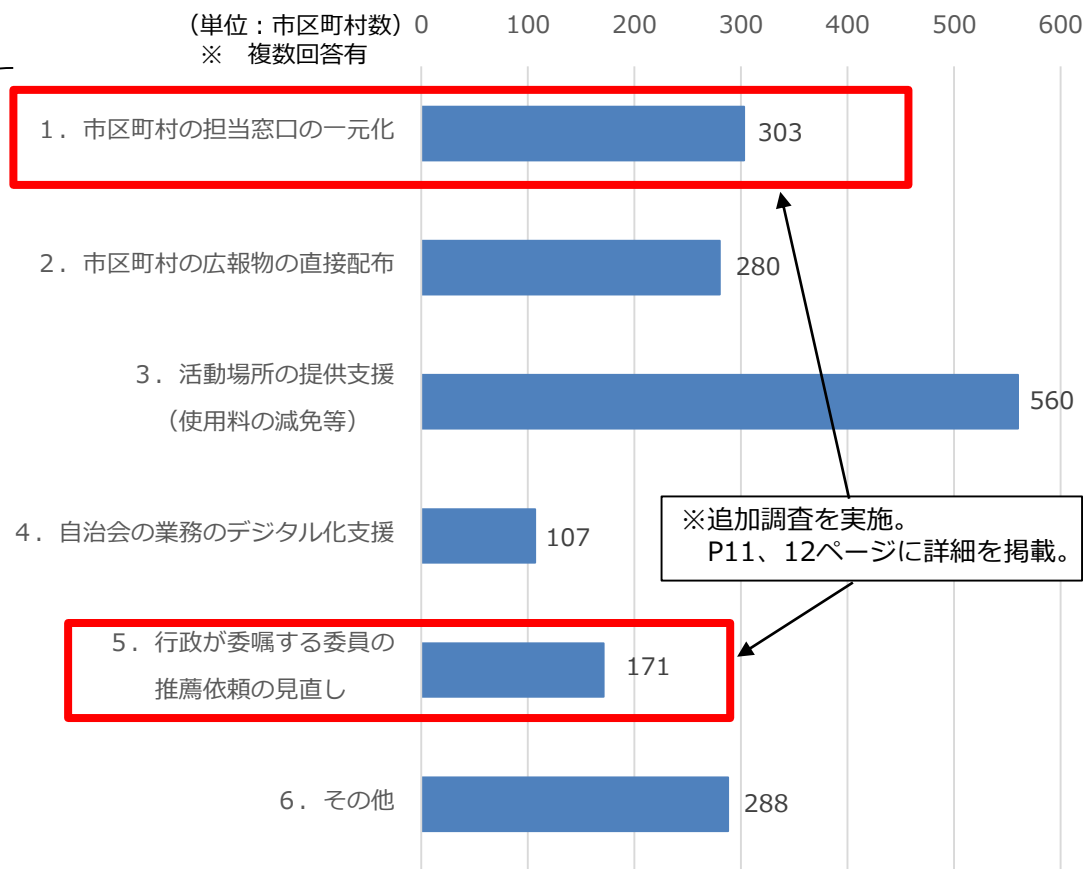
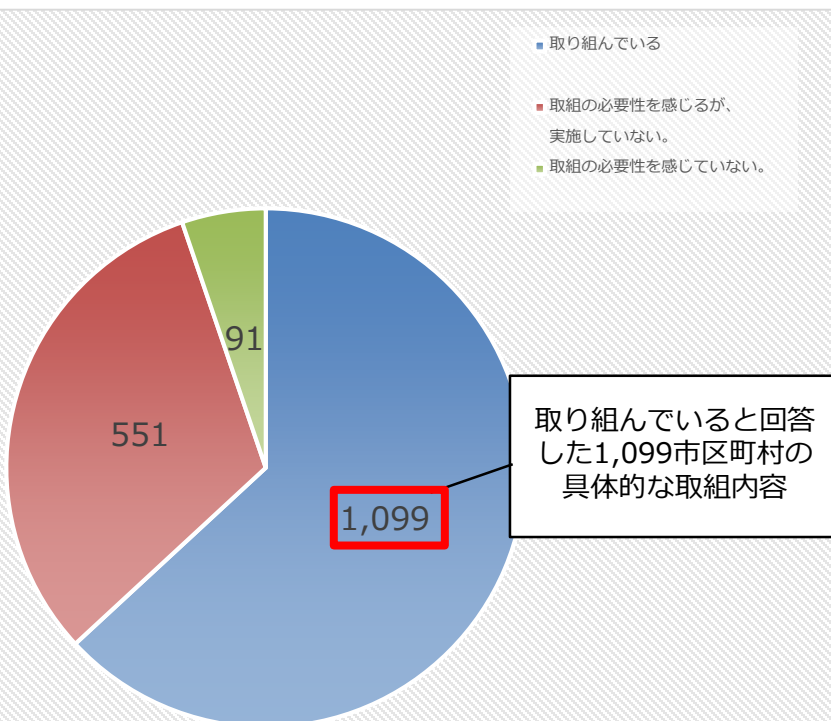
| 自治体名 (自治会名) | 変化の概要 | 市区町村の支援名 | 支援内容 |
|-----------------------|--|----------|---|
| 静岡県 吉田町 (自治会全体) | 女性町内会長が増え、町内会運営や防災訓練など、女性目線の意見が取り入れられた。 常会などでも、女性役員がいることで女性の町民が発言しやすくなった。 | 女性登用加算制度 | 町内会長以上の役職（町内会を束ねる自治会の役員を含む）に女性が登用されたら、町からの補助金に加算して交付。 |

自治会における新たな活動の創出

| 自治体名 (自治会名) | 変化の概要 | 市区町村の支援名 | 支援内容 |
|----------------------------|--|-----------------------|--|
| 東京都 中央区 (佃リバーシティ自治会) | LINE講習会において、自動応答やチャット機能等の設定方法を習得したことで、 既存の自治会のLINE公式アカウントのリニューアルにつながった。 自治会・地域からのお知らせの周知や自治会HPへの誘導等の操作性が良くなり、 利用者の利便性が向上した。 | LINE講習会 | 中央区町会連合会の主催により、町会・自治会の活動促進及び会員同士の交流を支援するため、LINEの各機能の活用法を習得する講習会に職員を派遣した。 |
| 福岡県 久留米市 (浮島地区自治会) | 地域の空き地を活用し、住民同士がコミュニケーションを図れる場づくりを行い、そこで フリーマーケットやワークショップを開催。 浮島校区は小学校が統合されるなど、身近な住民同士の継続的な交流の機会が減少することが課題であったが、この取り組みにより、 高齢者の社会参加や子どもの居場所づくりなど多世代交流につながった。 | 久留米市市民活動・絆づくり推進事業費補助金 | 市民活動の活性化を図ることを目的として、市民公益活動団体及び地域コミュニティ組織に対して財政的支援を行うもの。 |

○市区町村における自治会の負担軽減策について、「取り組んでいる」と回答した市区町村は1,099団体あった。具体的な取組内容は、活動場所の提供支援、市区町村の担当窓口の一元化、市区町村の広報物の直接配布、行政が委嘱する委員の推薦依頼の見直しの順に多かった。

市区町村における自治会の負担軽減の取組



※「6. その他」の例として、補助金等の申請手続きの簡素化、広報物のHPへの掲示等がある。

○担当窓口の一元化の追加調査を行ったところ、役所内の窓口が不明確であることや複数の担当部署から依頼があるなどの行政が関わることによる自治会の負担について、地区担当職員制度や自治会担当窓口への集約により軽減が図られている一方で、地区担当職員の育成が急務である、特定の職員に負担が集中しないようにする必要がある、などの課題が見られた。

| | 実施 市区町村数 | 担当窓口一元化後 の改善や効果 | 担当窓口一元化後の 課題や今後の方向性 |
|----------------------------|-------------|---|--|
| A 地区担当 職員制度 | 22 | <ul style="list-style-type: none"> ○より身近に現状や課題を把握できる。 ○自治体と自治会のパイプ役となり、自治会への対応が円滑化。 ○きめ細かいニーズに対応が可能。 ○会議の参加や広報誌の配布等を通じ、自治会との交流が活発化。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ある程度専門知識が必要なため、若手職員の育成が急務。 ○自治会からの問い合わせに対する回答の手法やスピードにばらつきがある。 ○配置する職員の選定に苦慮。 |
| B 自治会担当 窓口を集約 | 281 | <ul style="list-style-type: none"> ○担当部署が明確になった。 ○自治会に対する回答漏れの防止。 | <ul style="list-style-type: none"> ○担当部署の負担が増加するため、特定の職員に負担が集中しない業務分担が必要である。 ○所管部署へ正確に取り次ぐ必要があり、職員が他部署の業務を熟知する必要がある。 |

※「B 自治会担当窓口を集約」を行った281市区町村のうち、262市区町村については受付のみ自治会担当部局で行い、回答は所管部局で行っていたが、19市区町村では受付から回答まで全て自治会担当部局で実施している。

行政が委嘱する委員の推薦依頼の見直しについて

10月15日時点

○推薦依頼の見直しを行った171市区町村に対して追加調査を行ったところ、自治会に対し推薦依頼を行っている市区町村は、推薦依頼の廃止、推薦人数の減少や制度自体の見直しにより、負担軽減を行っているほか、推薦される人に対して、一定の人だけに負担が偏らないようにするなどの取組を実施する市区町村も見られた。

| | 民生・児童委員(※) | スポーツ推進委員(※) | 行政相談委員(※) | 保護司(※) | 地域交通安全活動推進委員(※) | 防犯推進委員 | 統計調査員(※) | その他 |
|-------------------------------------|------------|-------------|-----------|--------|-----------------|--------|----------|-----|
| 自治会に当該委員の推薦依頼を行っている市区町村数 (複数回答有) | 127 | 60 | 3 | 10 | 60 | 48 | 76 | 144 |
| 当該委員に関する推薦依頼の見直しが最も効果があったと回答した市区町村数 | 17 | 7 | 1 | - | 8 | - | 10 | 86 |

(※)法律に根拠がある委嘱委員。

| | 委嘱委員名 | 推薦依頼の見直し後の改善や効果 |
|------------|--------------|---|
| ① 推薦依頼の廃止 | 民生・児童委員 | ○行政区からの推薦を取りやめ、行政が人選。 |
| | 地域交通安全活動推進委員 | ○選出が困難な町内会から申し出があった場合には推薦依頼はしない。 |
| | 統計調査員 | ○一般公募により行う。 |
| ② 推薦人数の減少 | スポーツ推進委員 | ○推薦依頼人数を減らした。 |
| | 地域交通安全活動推進委員 | ○地域から選出してもらう委員の数の減少。 |
| | 統計調査員 | ○調査員の推薦人数を減らした。 |
| ③ 制度自体の見直し | 地域交通安全活動推進委員 | ○様々な活動により補完できることから、制度自体を廃止。 ○ほぼ同様な役割にある委嘱委員を1つにまとめた。 |

※ その他の回答として、市が独自に依頼している委嘱委員があり、①～③の推薦依頼の見直しを行っている。

【推薦された委嘱委員の負担軽減に取り組む市区町村の具体的な取組内容】

○業務負担軽減

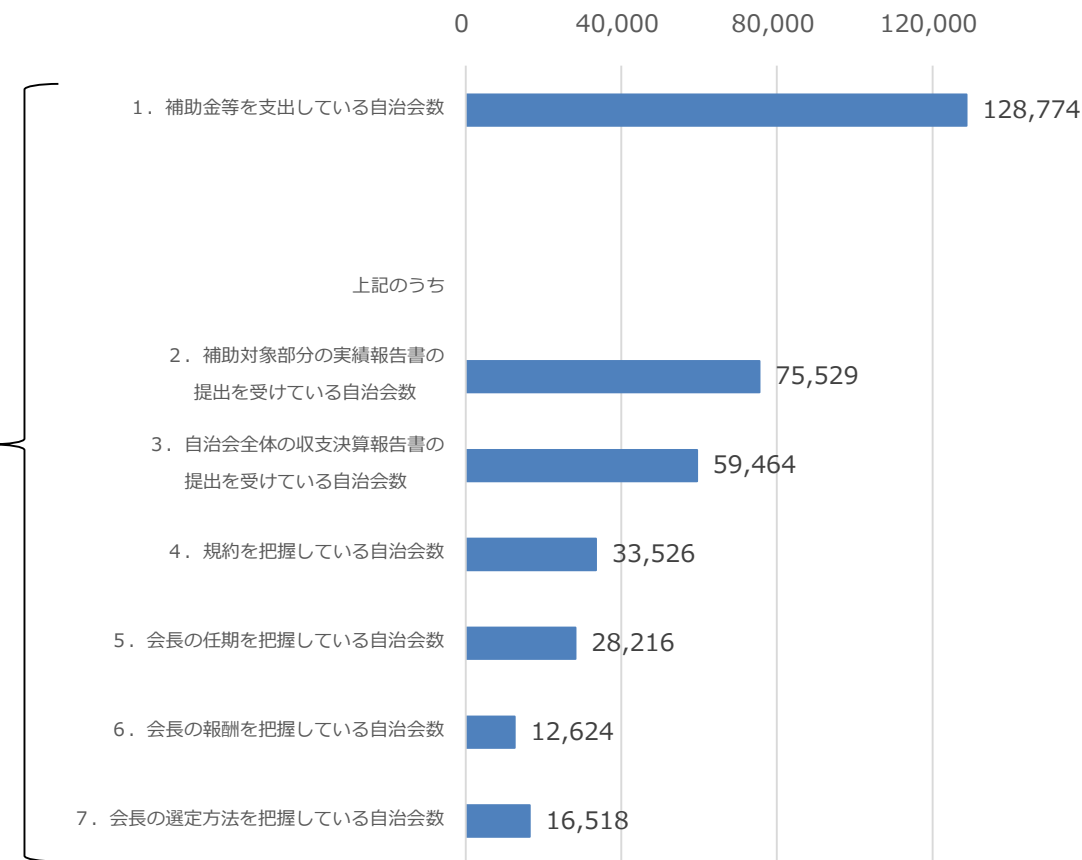
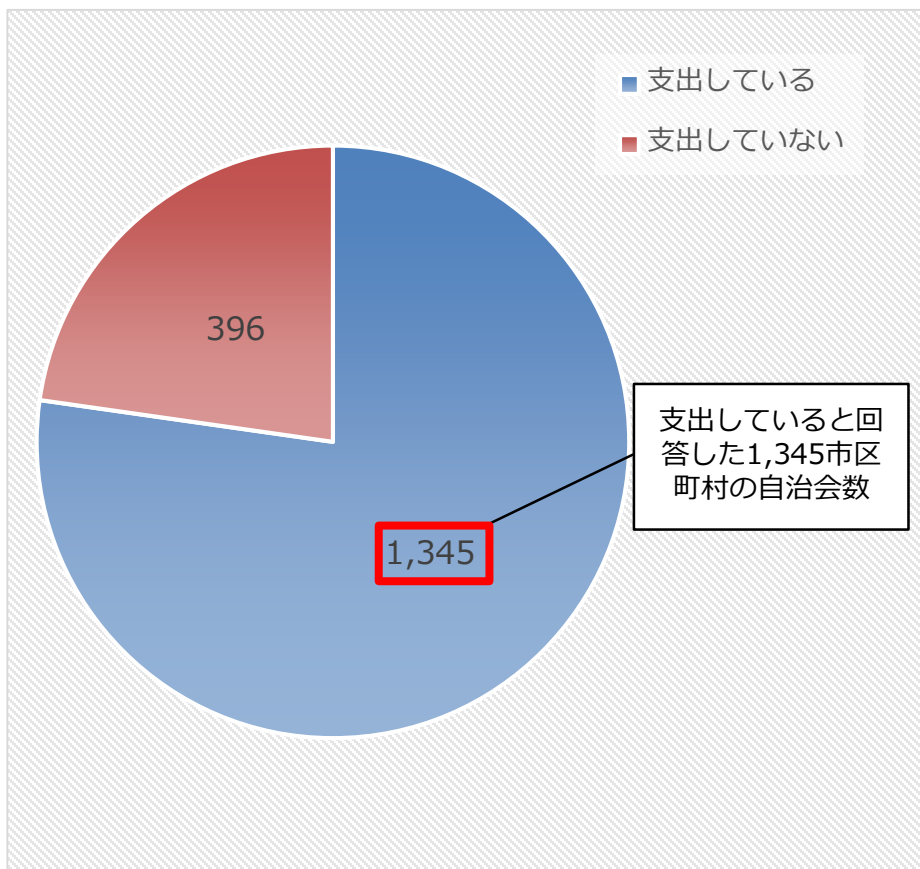
- ・推薦依頼のあり方を見直し、一定の人だけに負担が偏らないように配慮。
- ・調書の作成を依頼していたが、候補者の推薦のみに変更。
- ・現委員に対して、継続の意向確認、調査委員のアンケート調査を基に調査協力意向のある方を中心に選定。
- ・以前民生委員や児童委員を委嘱したことのある人は除き、民生委員を推薦するようにした。

○活動内容の周知

- ・現委員に活動内容を説明する場を設けた。

- 自治会に対して、1,345市区町村が補助金等を支出している。
- 一部の市区町村では、実績報告書や収支決算報告書を提出させるだけでなく、規約や会長の任期、報酬、選定方法などの情報も把握している。

市区町村が補助金等を支出している自治会に関する情報の入手状況



※1 市区町村によっては、自治会連合会のみ補助金等を支出している場合もある。

※2 2～7までの選択肢については、複数回答有。